

相続問題等(空き家, 空き地) 休日無料相談会

平成29年 **7月23日** 日 午前10時～
午後3時

● 場所 ●

鹿児島地方法務局 4階特設会場

(鹿児島市鴨池新町1番2号)

日曜日に開催します!

相続の登記
贈与の登記
成年後見

法定相続情報証明制度
土地の境界トラブル
建物の取壊し など



必ずご予約ください

鹿児島地方法務局・相談予約係
☎099-259-0682

『未来につなぐ相続登記』推進プロジェクト

鹿児島県司法書士会
鹿児島県土地家屋調査士会
鹿児島地方法務局



未来につなぐ相続登記

相続登記をしていれば…

- ★不動産の権利関係が明確になる。
- ★相続した不動産を売却しようとしたときに、すぐに売却の手続きをすることができる。
- ★相続した不動産を担保に入れて住宅ローンを組むことができる。
- ★道路拡幅工事などの公共事業での所有者調査が円滑に進む。

【民法第882条】

相続は、死亡によって開始する。

相続登記をしていないと、**様々な問題が発生するおそれ**があります。

相続登記をしていないと…

- 相続が2回以上重なると、誰が相続人か分からず連絡が取れない。
- 相続人調査に時間がかかる。
- 空き家を相続した所有者との交渉ができない。
- 用地買収などの話があると、相続人間で争いが生じる。
- 不動産をすぐに売却できない。
- ローンを組むときにすぐに担保に入れられない。
- 相続登記の手続費用や手数料が高額になる。

- ★土地や建物の不動産を所有していた方が亡くなられた場合には、「相続による所有権移転」の登記を不動産を管轄する法務局に申請することが必要です。
- ★相続人から依頼を受けた司法書士(国家資格)は、法務局へ「相続による所有権移転」などの登記申請をすることができます。

法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html

鹿児島県司法書士会ホームページ

[http:// www.shihou-kagoshima.or.jp](http://www.shihou-kagoshima.or.jp)

鹿児島地方法務局